

令和 8 年第 2 回

長与町議会臨時会会議録

令和 8 年 7 月 23 日開会

令和 8 年 7 月 23 日閉会

長 与 町 議 会

令和8年第2回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年 7月23日
本日の会議 令和8年 7月23日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

10番 安部都議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	山口聡一郎君
係 長	早稲田由香君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	荒木重臣君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
住民福祉部長	宮司裕子君	教 育 次 長	荒木隆君
企画財政部理事	中村元則君	住民福祉部理事	川内佳代子君
政策企画課 長	石川俊介君	財 政 課 長	北野靖之君

会議録署名議員

1番 下町純子議員 2番 堀真議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 9時59分

令和8年第2回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和8年7月23日 (木)

午前 9時30分 開議

[illegible]

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和8年第2回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番下町純子議員、2番堀真議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、議案第62号令和8年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは議案第62号、令和8年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。本補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に係る補正予算が先般成立されたことに伴いまして、本町ではその一部を活用し、物価高騰の影響を特に受ける生活困窮世帯等に対しまして、熱中症等から身を守り、健康で文化的な生活を送っていただくために、エアコンの支給を行うものでございまして、対象世帯へ迅速に支援を届けるため、急きょ補正予算をお願いするものでございます。事業の概要につきましてご説明を申し上げます。まず対象となる世帯は、生活保護受給世帯または生活困窮と認められる世帯のうち、経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、もしくはエアコンの故障により使用できるエアコンが1台もない世帯でございます。支給対象経費は、エアコン本体の費用、設置費、ならびに既存エアコンの処分費等で、上限額を13万円とし、そのうちエアコン本体費用の上限額を7万8,000円としておるところでございます。申請期間は令和8年8月3日から11月30日までを予定をしておるところでございます。なお支給につきましては、町が直接事業者に支払う現物給付としておりまして、利用可能な事業者を町内事業者に限定をしておるところでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ550万円を追加いたしまして、補正後の総額を168億8,586万5,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりましてご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、先ほど説明いたしましたエアコンの支給事業に対する歳入としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上をしております。続きまして、3ページの歳出についてご説明を申し上げます。3款民生費は、エアコン支給事業に係る事務委託料および40世帯分の支給費を計上をしてお

るところでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

今回のエアコンのこの支給事業に関しましては、熱中症から命を守るという支援ですので、必要な事業だというふうに受け止めております。必要な支援であるからこそ、幾つかの確認をさせていただきたいと思います。まず1点目なんですけど、対象者の判断。こちらの方が、生活困窮世帯および生活保護世帯が対象になるというふうに理解はしておりますけれども、それはどのような基準で判断されるのか。そして、収入とか資産とかいろいろあるかと思いますが、確認すべき項目があるのか。この事務作業というのは委託ということになっているみたいですが、どちらに委託してどこまでの範囲で委託の方ですね、お願いするのかということと、実施体制ですが、これに関しては、申請の受け付けから確認、支給決定、業者との調整、設置完了、というふうな流れになりますけれども、この流れは、今までエアコン不足っていうこともあったりして、緊急を要するかというふうに思いますが、町内業者に限定してということですが、その話はきちんとされているのかということ伺いたと思います。3つ目ですが、本体設置費、処分費までの13万円ということですが、例えばエアコンなどを付ける場合、2階だったら幾らとか加算される部分があるかと思うんですが、このあたりはどういうふうに考えておられるかお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

川内住民福祉部理事

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

まず、対象者の判断になりますが、生活保護受給者につきましては、福祉事務所の方から現在、生活保護の受給の認定を受けられている方ということになります。また生活困窮世帯につきましては、現在社協の方で生活困窮自立支援相談を受けられてる方の中で、エアコンの受給をされてない方、もしくは今回この事業を周知した後に、そういう生活困窮であると思われる方が、その自立支援、今後委託をすることになるんですが、次、委託先の方で、生活困窮者という困窮世帯ということで認定を受けられた方という方が対象となることになります。もちろん、エアコンは付いていないもしくは付いていても動かない状況である方が世帯の対象ということになってまいります。また基準についてですが、現在チェックリストということで基準の方を設けさせていただいてるところでございます。こちらについては基となるものとしまして、町社協が行っております住宅確保給付金、こちらの方が生活困窮者の方が家賃等を払えない場合に資金の

方で借り受けをしたときに、所得と収入とあと資産とですね、家族構成等から、大きく全般を見て、困窮者がどうかというのを確認する指標になっておりまして、こちらをチェックリストとして使わせていただこうかと思っております。また委託先、もしくは福祉事務所のケースワーカーの方に申請が申請というか相談がございましたときに、自宅まで訪問いただきまして、今の現状ですね、確認をしていただきたいというふうに思っているところでございます。また、実施体制につきましてでございますが、申請につきましては町の窓口の方、福祉課の窓口の方になりますが、相談といたしましては、生活保護につきましては福祉事務所の方のケースワーカー、あと生活困窮につきましては委託先ということになってまいります。委託先の基準といたしましては、どうしてもそういう生活困窮ということの判断が必要になってまいりまして、自立支援、相談窓口というのを設けている場所というところになります。今回、長与町内では社会福祉協議会が窓口がございますので、今後、随意契約ということで進めさせていただければと思っているところでございます。あと最後、13万円の分でございますが、一応新規の設置といたしまして13万円というふうに計算をさせていただいているところでございます。あと、故障により取り替えの場合がですね、恐らく10万5,000円。あと今回、縦型のエアコン、窓枠に付けるエアコン等も対象としておりまして、こちらの方が大体設置等がご自分でできるというところもありまして、配送手数料などを含めまして6万円ぐらいかということで算定をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

大体内容的にはですね、分かりました。あと幾つかちょっと疑問に思う点がありますので。この対象になる方が、自分の持家ということには限らず、やはり賃貸の場合は大家さんの許可などが要るかと思うんですけれども、そのあたりの申請方法は別途説明のときになされるのかということ。それと、高齢者のこういうふうな施策をよく分からない、こういう事業があることが分からない世帯というのは、社協また西彼保健所の方からの周知によって申請を促していくのか。この2点、最後お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

議員おっしゃいますとおり、賃貸の場合につきましては家主さんの許可が必要になってまいります。こちらについては基本、ご本人様の方が家主様の方に承諾を頂くということにはなりますが、高齢者で難しいということでございましたら、先ほど言いました委託先、もしくは生活保護の場合はケースワーカーの方にですね、一緒に承諾まで事務の支援というのをさせていただくように考えております。また、高齢者等への周知になりますが、こちらにつきましてはもちろんホームページと、あと広報等でも周知をすると

ころではございますが、町営住宅の所管であります都市計画課とか、あとは収納推進課、それから社会福祉協議会、それと福祉事務所、あと、いろいろ関係がある介護保険課等にもですね、チラシを置かせていただいて周知をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは説明書の11ページ、歳出ですけども、支給費が400万組んであつてですね。その上に、事務委託料として150万組んであるんですが、先ほどの町長の説明をお聞きしますと、町の方から電器店に依頼をして、現物支給のような形をとるんだというようなことでの説明だったと思うんですが、そういった中でですね、150万ぐらいを割合的に大きいなとちょっと思ったもんですから、この150万は事務的、どういう事務をされるのかですね。お聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

この事務につきましては、先ほど申し上げました生活困窮者の相談支援事業に対する事務委託料になっております。委託の内容といたしましては大きく2点ありまして、その相談窓口の設置、あとはエアコンの設置に関する業務の2点に分かれております。相談窓口につきましては、申請の方法から相談された方の収入および資産等の調査、あとは聞き取りを行ったものの内容の確認、それから認定、生活困窮世帯ということの認定をしていただくというところが、相談窓口の支援になっております。またエアコンの設置に対する業務といたしましては、まずエアコンが付いてないところの現地の確認。また、もう一つは交付決定後、エアコンを設置した後、きちんと設置しましたという現地確認、こちらの方をしていただくということで、委託先への委託業務というふうになっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

今回の予算で何世帯分ぐらいのエアコンが設置できるのかっていうのと、あと、生活困窮世帯や生活保護世帯は今回、ちょっとエアコンがない世帯っていうことだと思うんですけども、対象世帯数の見込みなどが出てるのかどうか。あと、予算を超える申請があった場合、どう対応するのか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

まず、今回の予算算定に係る対象としてしましては、先ほど町長の説明でもありましたように40世帯を見込んでおります。現在、福祉事務所および社協の方から世帯数を頂いてる分が、生活保護世帯で7世帯、あと生活困窮者世帯で9世帯ということの実数はあるところございまして、今回補正をさせていただいた分は、これ以上に掘り起こしが進むのではないかとということで40世帯とさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

宮司住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

予算を超えた場合の対応についてでございますが、本事業っていうのが緊急性が高く、また公平な支援っていうのが重要であるということから、予算を超過した場合は、財政状況であるとか、他事業とかの影響ですね、こちらも慎重に検討した上で、必要に応じて補正予算を組むということも視野に入れて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

今までの質疑で一定理解はいたしましたけど、ただ今の答弁で、予算を超えるような場合は、ちゃんと対応するということでしたけど、そもそもですよ、40世帯を見込んでいて、1世帯当たりが13万円ということであれば、この400万円っていうのは30世帯相当にしかないと思うんですが、これは何でこの400万円で40世帯ということになるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

40世帯の内訳といたしましては、現在新規の設置の方が10世帯程度、あと故障により取り替えが20世帯程度、それから、もう既にご相談とか付いてないよって言われてる方の中でも縦型エアコンでないと難しいよというふうにも分かれている所もございまして、こちらが10世帯ということで合わせて40世帯の予算を組ませていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうすると、13万円かからない部分もあるということですね。これは理解いたしました。先ほどからの定義、生活困窮世帯、お話がありまして、これも理解いたしました。

が、今回の制度、事業の周知を見た、例えば広報ながよなどで見た方で、実際には生活困窮世帯には当てはまらないけれども、何て言うんですかね、本町には非課税、住民税非課税世帯が2,800世帯ぐらいありますから、その中には、例えば自分も当てはまるのかなと思って、ちょっと相談に来られる方っていうのが一定いらっしゃるんじゃないかと想像するんですが、先ほど答弁の中で、掘り起こしというお言葉があったと思うんですが、私もそういう効果があるのかなと思うんですね。なのでもし、いわゆるこの生活困窮世帯には当てはまらないけれども低所得層の世帯の方で、自分も当てはまるのかどうか、当てはまるなら例えば使いたいというようなご相談があるんじゃないかと。そのときに「いや、今回の事業はこういう対象世帯のみです」と言って、言わばできませんで済ませるのではなくて、やはり何らかそういう困ってる方に対して、対応できる対応を考える対応をすべきかなと思うんですが、これはちょっとこの制度を使えるようにということではなくてですね、そういうご相談があった場合に、何かこう、どう対応されるか、何かしらその他、エアコンのない低所得世帯の方に答えられるような、何かお答えっていうのはあるのでしょうか。こういうときに、やっぱり「もうお宅は対象外です」というふうに終わらせるかそうじゃないかっていうので、やっぱり町としてですね、住みやすい町かどうか大きく違ってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

今回、この制度につきましては、まずは熱中症予防というところもございますが、生活困窮者の方で手を挙げれてない方の掘り起こしっていうのも一定含んでいるところではございます。議員がおっしゃられますように、そういう方につきまして、まずは、なぜ生活が困窮しているのかという相談業務、こちらの方も、今後、強化をしていきたいと思っております。その上で何か必要な支援がございましたら、研究をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私もあらかた今の質疑で状況分かりましたけれども、ちょっと2点お伺いしたいと思います。1つは対象期間がご説明あったんですが、ちょっと私控えきれなかったもので、再度どの期間が、何年何月から何月までというのを1つと、それから先ほどから話が出てますように、申請漏れをやはり防ぐ必要があるなというふうに思っておりまして、自力で申請書類を準備してですね、そういった書類をそろえて申請ができる、みんなができるとは限らないんじゃないかと思うんで、そのあたりのサポート。先ほど聞いておりますと、いろいろと手だては考えてらっしゃるようでありますけれども、そういった本

来申請を受けられる要件に達しているのに、町のホームページとか広報とかで周知はするけれども、それでも情報が行き届かないことがないような手だてを再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

まず申請期間でございます。予定でございますが、令和8年8月3日（月）から11月30日（月）までというふうに申請期間を設けているところでございます。また、申請漏れを防ぐ手だてといたしましては、まず広報、それからホームページ等で全体的に周知を行うということと、それから福祉事務所、社会福祉協議会等、もう既に生活困窮の方とつながっていらっしゃるところからの周知、それと収納推進課等ですね、恐らくいろいろな事情を抱えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そちらとの連携、それから町営住宅等の、町のそういう住宅ですね、そちらに入居者等、それから高齢者というところがございますので、介護保険課等にもチラシを置かせていただいて、漏れないように努めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

非常にいろんな手だてをとられるということで理解しました。今、収納推進課という話が出たのでちょっと気になるのが、例えば現に滞納があられる方がですよ、この制度が受けられないということになってしまうのか、それとも、そういった方であっても、このエアコンの助成を受けられるように考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

収納推進課の方で相談ですね、税金滞納がございまして、相談をされておられて、分納誓約等とられてきちんと履行されてる、もしくは履行しますということでございましたら、今回のこの支援の対象とさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただ今議題となってます議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

私は本議案に賛成の立場から討論いたします。近年の猛暑はもはや一時的な異常気象ではなく、地球温暖化の影響による深刻な課題となっています。熱中症による死亡者は年々増加傾向にあり、エアコンは単なる家電製品ではなく、特に高齢者にとっては熱中症から命を守るために欠かすことができない設備となっています。そのような中、生活困窮世帯を対象にエアコンを支給する本事業は、住民の生命と健康を守るための重要な施策であり、その趣旨を評価し本議案に賛成いたします。一方で、もし申請が予定件数を上回り、支援を必要としている方がいても受け付けを終了せざるを得ない状況となることが懸念されます。必要な方全てに支援が行き届くよう検討していただきたいと思います。そして誰1人として猛暑によって命を落とすことのないよう、今後も住民の命を守る施策の充実を強く期待し、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第62号令和8年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。令和8年第2回長与町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 9時59分）